

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考に関する細則

〔平成27年1月22日
学長選考会議議長制定〕

（趣 旨）

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議規則第8条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う国立大学法人東京医科歯科大学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の時期）

第2条 学長選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長の辞任が承認されたとき。
- 三 学長が解任されたとき。
- 四 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の日の3ヶ月前までに、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合においてはその事由の生じた後速やかに行うものとする。

（学長に求められる資質・能力）

第3条 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考会議が学長の選考を行うに当たっては、前項に規定する学長に求められる資質・能力について、あらかじめ具体的に定める。

（選考の手続・方法）

第4条 学長選考会議は、学長選考会議委員からの推薦に基づき、学長候補者を選出する。

- 2 学長選考会議は、学長候補者から大学運営について所信を求めるものとする。
- 3 学長選考会議は、学長候補者から学長を選考する。
- 4 学長選考会議が必要と認める場合には、学内意向調査を行うことができる。

（雑 則）

第5条 この細則に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。